

海軍公報

(部内限) 第四千二百六十三號

海軍大臣官房

昭和十七年十二月十日(木)

○ 令 達

官房機密第一一二七五號
昭和十七年官房機密第七二七五號海軍機雷學校特修科學生ノ採用員數中左ノ通改正ス

昭和十七年十二月九日

海軍大臣

表中採用員數ノ部入校期日昭和十八年二月上旬乃至昭和十八年八月上旬ノ欄ヲ夫々左ノ如ク改ム

(昭和十八年二月上旬) (昭和十八年五月上旬) (昭和十八年八月上旬)

採用員數		横須賀鎮守府	吳鎮守府	佐世保鎮守府	舞鶴鎮守府	計
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五	三五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五	三五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五	三五

○ 通 牒

官房第七三五九號

昭和十七年十二月九日

海軍次官

各鎮守府 司令長官
大湊 警備府 殿
大阪 警備府
海軍軍醫學校 長

軍醫長打合せニ關スル件申進

首題ノ件左記ニ依リ開催相成候條前日迄ニ海軍省醫務局長室ニ參集セシメラレ度

追テ所要旅費ハ請求ヲ俟テ配付セラレ候

記

- 一 開催期日 昭和十八年二月四日(木)、五日(金)
- 二 參集者 各鎮守府軍醫長、大湊、大阪各警備府軍醫長

海軍公報(部内限) 第四千二百六十三號

昭和十七年十二月十日

一三〇一

各海軍病院長(除外地、鎮海、馬公)
海軍軍醫學長、海軍療品廠長

官房第七三六〇號

昭和十七年十二月九日

海軍次官

各鎮守府司令長官
海軍艦政本部長 殿

工作廳醫務部長打合會議ニ關スル件申進

工作廳醫務部長打合會議左記ニ依リ開催相成候條參集
セシメラレ度

追テ付議事項ハ別ニ海軍省醫務局長ヲシテ通報セシ
メラレ候

記

一 開催期日 昭和十八年一月二十日

二 場所 海軍省醫務局

三 參集者 各海軍工廠醫務部長

第一、第二、第十一、第二十一海軍航

空廠醫務部長

各海軍火藥廠醫務部長

第一、第二、第三、第四海軍燃料廠醫

務部(課)長

海軍技術研究所醫務部長
海軍航空技術廠醫務部長
四 旅 費 請求ヲ俟テ別途配付セラレ

官房機密第一五一七八號

昭和十七年十二月九日

海軍省副官

關係各部御申
郵便物發送ニ關スル件通知

自今海軍航空廠並ニ同補給工場宛郵便物ハ左記所在地
ヲ明記ノ上發送相成度

記

應	名	所	在	地
第一	海軍航空廠	茨城縣稻敷郡阿見村		
同	霞浦補給工場	同		
第二	海軍航空廠	千葉縣木更津市		
同	横須賀補給工場	神奈川縣横須賀市		
同	木更津補給工場	千葉縣木更津市		
同	瀬谷補給工場	神奈川縣横濱市戸塚區瀬谷		

同	美幌補給工場	北海道網走郡美幌町
同	三澤補給工場	青森縣上北郡三澤町
第五十一	海軍航空廠	朝鮮慶尙南道昌原郡鎮海邑
同	鎮海補給工場	朝鮮慶尙南道昌原郡鎮海邑
同	元山分工場	朝鮮咸鏡南道德源郡縣面斗南里
同	元山補給工場	朝鮮咸鏡南道德源郡縣面斗南里
第六十一	海軍航空廠	臺灣高雄州岡山郡岡山街
同	高雄補給工場	臺灣高雄州岡山郡岡山街
同	東港分工場	臺灣高雄州東港郡東港街大潭新
同	東港補給工場	臺灣高雄州東港郡東港街大潭新
同	海南補給工場	海南島海口

軍務一機密第九一二號
昭和十七年十二月九日
海軍省軍務局長

各海軍監理長(京城、臺北及旅順ヲ除ク) 殿
各海軍監査長 殿

會議開催ノ件申進
左記ニ依リ海軍省ニ於テ會議開催セラレ候條會議開催ノ前日迄ニ參集相成度
右ニ要スル旅費ハ請求ヲ俟テ別途配付セラレ候
追テ必要ナル報告及説明ノ資料等十二月十六日迄ニ海軍省兵備局ニ送付セラレ度

記
一 會議日時
十二月二十一日及二十二日 午前九時三十分
午後一時
二 會議場所
海軍省第一會議室
三 會議次第豫定
第一日午前
一 作戰ノ狀況説明 軍務局
二 物動ノ一般狀況及鐵鋼、石炭、アルミ増産緊急對策其ノ他生産増強對策ノ説明(約五十分) 兵備局
三 勞務、電力ニ關スル説明(約四十分) 兵備局
第一日午後
一 管理工場ノ管理強化ニ關スル説

<p>明(約三十分)</p> <p>二 設備擴充、資材活用ニ關スル説 明(約三十分)</p> <p>三 管理狀況及管理工場狀況報告 (約二時間)</p> <p>兵備局 兵備局 各監理長</p>	<p>第二日</p> <p>一 管理工場生産向上ニ關スル意見 陳述(約一時間半)</p> <p>二 質疑應答及生産増強ニ關スル懇 談(約二時間半)</p> <p>三 大臣訓示</p> <p>各監理長 參集官</p>	<p>○ 辭令</p> <p>海軍總政本部附兼造兵監督官海 軍航空本部造兵監督官海軍技師 長崎監理官ヲ命ス(十一月海軍省)</p> <p>寄田 豊</p> <p>(幹事)</p> <p>海軍大佐 高原 久衛 同 石松 祐雄 海軍技術中佐 新美 政義 同 俵 信次 海軍少佐 北里 又郎</p> <p>(各通)</p>
<p>海軍技術少佐 能勢 義雄 海軍技術大尉 中村 正勝 海軍技師 内山 正隆</p> <p>陸海軍(除航空)技術委員會委員ヲ命ス</p> <p>海軍技術少將 五百旗頭 啓 同 男爵 金子 吉忠</p> <p>陸海軍(除航空)技術委員會委員ヲ免ス(以上二名 海軍省)</p>	<p>海軍軍醫少將 大須賀都美次 海軍軍醫大佐 瀬戸 英一 同 結城 準 同 林 成道 海軍軍醫少佐 萱嶋 一男</p> <p>(各通)</p> <p>海軍武官任用委員ヲ命ス</p> <p>海軍軍醫大佐 木村 芳雄 海軍軍醫中佐 久島 猛男</p> <p>(各通)</p> <p>海軍生徒採用試験常置委員ヲ命ス</p> <p>海軍軍醫大佐 結城 準 同 林 成道 海軍軍醫中佐 波木居 修一</p> <p>(各通)</p>	<p>海軍技術少佐 能勢 義雄 海軍技術大尉 中村 正勝 海軍技師 内山 正隆</p> <p>陸海軍(除航空)技術委員會委員ヲ命ス</p> <p>海軍技術少將 五百旗頭 啓 同 男爵 金子 吉忠</p> <p>陸海軍(除航空)技術委員會委員ヲ免ス(以上二名 海軍省)</p> <p>海軍軍醫少將 大須賀都美次 海軍軍醫大佐 瀬戸 英一 同 結城 準 同 林 成道 海軍軍醫少佐 萱嶋 一男</p> <p>(各通)</p> <p>海軍武官任用委員ヲ命ス</p> <p>海軍軍醫大佐 木村 芳雄 海軍軍醫中佐 久島 猛男</p> <p>(各通)</p> <p>海軍生徒採用試験常置委員ヲ命ス</p> <p>海軍軍醫大佐 結城 準 同 林 成道 海軍軍醫中佐 波木居 修一</p> <p>(各通)</p>

海軍公報(部内限) 第四千二百六十三號 昭和十七年十二月十日

一三〇五

海軍軍醫中佐 山本 秀雄
海軍軍醫學生藥劑學生主計學生及海軍技術學生法務
學生同候補者並生徒志願者身體検査委員ヲ命ス

(各通)

海軍軍醫中佐 遠藤 忠孝
同 久島 猛男
海軍豫備員志願者身體検査委員ヲ命ス

海軍軍醫中佐 村上 哲

同 遠藤 忠孝

同 石田 敬基

同 波木居 修一

同 赤木 武夫

同 海軍軍醫少佐 塙 博一

同 土谷 忠夫

同 三浦 温太郎

海軍豫備生徒志願者體格検査委員ヲ命ス

海軍軍醫中佐 遠藤 忠孝

同 松尾 傳

海軍軍醫大尉 石丸 清

海軍豫備學生採用試験委員ヲ命ス

海軍軍醫少佐 荳嶋 一男

海軍齒科醫生生徒志願者身體検査委員ヲ命ス

兵食研究調査委員會委員ヲ命ス
潜水艦調査委員會委員ヲ命ス(以上並同)

海軍主計少佐 岡田 鎮夫

第二課勤務ヲ命ス(註前海軍省兵備局)

海軍大佐 後藤 汎(吳 廠)

海軍中佐 三戸 文章(同)

海軍少佐 佐伯 卓夫(呂(吳)潜)

海軍中尉 高木 實寛(同)

同 古賀 甚作(同)

呂號第百六潜水艦審議委員ヲ命ス

海軍大佐 後藤 汎(吳 廠)

海軍中佐 三戸 文章(同)

海軍少佐 小林 茂男(呂(吳)潜)

海軍中尉 藤山 寛(同)

同 福田 太郎(同)

呂號第百七潜水艦審議委員ヲ命ス

海軍大佐 岡田 有作(艦 本)

同 松尾 義保(神 監)

海軍中佐 奥田 増藏(艦 本)

同 中川 肇(伊(七)潜)

(各通)

伊號第七十七潛水艦審議委員ヲ命ス
海軍大尉 多田 新八(同)

海軍大佐 松尾 義保(神 監)

海軍中佐 江見 哲四郎(艦 本)

(各通) 同 岡 寅 雄(同)

海軍少佐 宇都木秀次郎(伊天潜)

海軍大尉 田村 良三(同)

同 中川 久二(同)

伊號第七十八潛水艦審議委員ヲ命ス

海軍中佐 河岡 富士松(横 廠)

同 奥田 増藏(艦 本)

(各通) 海軍少佐 日下 敏夫(伊天潜)

同 問世田 秀清(横 廠)

海軍大尉 濱田 金治(伊天潜)

同 藤澤 政方(同)

伊號第八十潛水艦審議委員ヲ命ス(以上詳前海軍艦政本部)

○ 雜 款

○事務所移轉
茂原海軍航空隊(假稱)設立準備事務所ヲ十一月三十

日千葉縣海上郡旭町千潟香取海軍航空隊(假稱)設立
準備事務所内ニ移轉セリ

○正誤

十月三日辭令欄一〇五八頁下段山下辨二ノ次ニ

第十海軍軍用郵便所員ヲ免シ第十二海軍軍用郵便所

員ヲ命ス

部内限判任官待遇トス
ヲ脱ス

海軍公報(部内限)第四千二百六十三號

昭和十七年十二月十日

一三〇七

海軍公報

(部内限) 第四千二百六十四號

海軍大臣官房

昭和十七年十二月十一日(金)

○令 達

官房機密第一三號ノ一七四

昭和十七年十二月十日

海軍大臣

各鎮守府
大湊 警備府 司令長官殿
馬公 警備府
鎮海

兵器簿ノ件通達

各艦船部隊學校兵器簿通信長主管ノ部中左記ノ通改正ス

記

同	改正	區分	類 別	品 名	數 稱	摘 要
同	同	同	航空無線 兵器之部	九六式空一號 無線電話機	組	相互ニ 之ヲ代 用シ得 ニ追加ス
同	改一	同	同	同	組	同

官房第九七三號ノ三
昭和十七年官房第九七二號中左ノ通改正ス
昭和十七年十二月十日 海軍大臣

第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム
二 戰地ニ在ル陸上ノ部隊及其ノ他ノ各部ニ勤務スル者出張ヲ命セラレ戰地内ヲ旅行スル場合ハ鐵道賃、船賃及車馬賃ノ實費ノ外別表日額ノ三分ノ一ヲ日額トシテ支給ス
前項ノ規定ハ戰地内ニ於テ部隊ノ移轉又ハ基地進出ノ爲旅行スル者ニ之ヲ準用ス
三 戰地ニ在ル艦船乗員出張ヲ命ゼラレ戰地内ヲ旅行スル場合ハ鐵道賃、船賃及車馬賃ノ實費ノ外乗員トシテ受クベキ航海加俸ニ相當スル金額ト別表日額ノ二分ノ一ノ額トノ合計額ヲ日額トシテ支給ス
第四號第一項中「十分ノ六ヲ支給シ」ヲ「十分ノ六及移轉料並ニ」ニ、同號第二項ハ中「各科特務少尉」ヲ

海軍公報(部内限) 第四千二百六十四號

昭和十七年十二月十一日

一三〇九

「特務士官タル各科少尉」ニ、「二三等下士官」ヲ「一、二等下士官」ニ、「一等兵」ヲ「兵長」ニ改ム

(参照) 昭和十七年二月二十一日海軍公報(部内限)

○ 雜 款

○事務開始

十二月五日横須賀海軍病院川奈分院ヲ開設ス

場所 静岡縣田方郡小室村川奈

電話伊東 三五八番
三五九番

(横須賀海軍病院)

○事務所撤去

第八聯合特別陸戰隊司令部事務所ハ横須賀海軍建築部内ニ設置中ノ處十二月三日撤去セリ

○訂正

本月九日通牒欄「教育機密第二七四號」ハ「教育第二一六號」ノ誤

○削除

本月八日附辭令欄上段自一行目至三行目ノ「豫備役海軍大佐遠山彦次、同大澤一介右充員召集ヲ解除ス(海軍省)」ハ之ヲ削除ス

海軍公報

(部内限) 第四千二百六十五號

昭和十七年十二月十二日(土)

海軍大臣官房

○ 令 達

官房第七四四五號
雜役船ノ供用先ヲ左ノ通變更ス

昭和十七年十二月十一日

海軍大臣

公稱番號	船 種	舊 所 屬	新 所 屬	定 數	別 記 事
第三三七號	起重機船 (舉揚力三十噸)	佐世保海軍 港務部 旅順方面特 別根據地隊 (司令部供用)	佐世保海軍 港務部 (第四工作部 供用)	臨時 附屬	

○ 通 牒

官房第七四六五號

昭和十七年十二月十一日

海軍省副官

各廳長殿

海軍公報(部内限) 第四千二百六十五號

昭和十七年十二月十二日

一三一

大東亞戰爭ニ關スル恤兵金品受理方ノ件
申進

首題ノ件ニ關シ從來昭和十二年九月二十九日官房第四九八一號ニ依リ處理セラレツツアリタル處恤兵ノ本質ニ稽ヘ海軍全體トシテ適當ナル配分ヲ爲スノ要有之候ニ付昭和十八年一月一日以降左記ニ依リ處理ノコトニ定メラレ候條了知相成度

記

- 一 各官衙艦船部隊ニ對シ直接見舞若ハ慰問ノ爲メ使用サレタキ趣旨ヲ以テ金員ノ寄附申出アリタルトキハ一ヶ月毎ニ取纏メ受理調書(別紙様式)ヲ添ヘ海軍省經理局恤兵金出納官吏宛適宜ノ方法ニ依リ送金スルモノトス
- 二 各官衙艦船部隊ニ對スル恤兵金ノ配付額ハ獻金運用委員會委員長之ヲ定ム
- 三 慰問品ノ寄贈ニ關シテハ適宜受理處分シタル後海軍省經理局ニ通知スルモノトス
- 四 海軍省經理局ハ前號ノ通知ニ依リ之ヲ恤兵品トシ

所要ノ手續ヲ爲スモノトス

(別紙添)

兵備四機密第六二〇號

昭和十七年十二月十二日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

工員賃錢等級表示ニ關スル件申進

海軍工員規則其ノ他ノ規定ニ依リ工員ノ賃錢表示ニ關シ賃錢等級ノ記載ヲ要スルモノニ付テハ其ノ規定ニ拘ラス特ニ指示ナキ限り賃錢ヲ以テ表示差支ヤキコトニ定メラレ候

追テ部外ニ對スル諸調書ニ在リテモ特ニ日給額ノ秘匿ヲ要スルモノノ外本申進ニ依リ處理方可然取計ラハレ度

海人第一號ノ三四二

昭和十七年十二月九日

海軍省人事局長

關係廳長殿

補充兵考課調査表等ノ件申進

當分ノ間教育召集中ノ補充兵ニ對スル考課調査表ハ之

又調製ノコトヲ決定セラレ候所成ニ依リ、
追テ其ノ取扱及記註ハ大正七年達第百八十三號ニ依
リ處理相成度
契一三機密第一〇號

昭和十七年十二月十二日

海軍省兵備局長

海軍省經理局

關係各部御中

綿絲發註計畫記載要領ニ關スル件照會

軍需局關係以外ノ綿絲發註計畫ハ第四、四半期分以降
當分ノ間左記ニ依リ記載相成度
追而本年度第四、四半期分ハ十二月十五日迄ニ各主
務局經由經理局ニ到達スル様送付相成度

一 品名及巾長ノ欄

イ 發註品名ハ海軍暫定規格(既ニ配付済)日本標

準規格其ノ他商工省及農林省所定(別紙各團體別

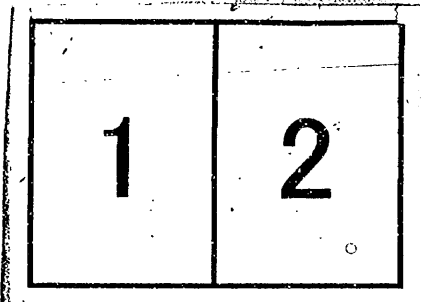
製品規格索引一覽表參照)ノ品名トス

ロ 巾長ノ欄ハ各規格表記載ノ規格番號及記號ヲ記

入シ之ニ據リ難キ場合ハ規格、用途其ノ他製品化

ニ必要ナル事項ヲ明示スルモノトス

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3版以上のため
文書等名	生徒募集
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

海軍省人事局第二課

採用豫定人員 位 交通系統 校長

生 徒 募 集
山 水 三 學 校

第一山水中學校 二〇乃至二五〇名 東京府北多摩郡谷保村 中央線國立驛 清水喜重
電話 國立七〇番

第二山水中學校 二〇〇名 大阪府北河内郡友呂岐村 京阪線香里驛 陸軍少將 吉野榮一郎
北方約一軒半

山水高等女學校 二〇〇名 東京府北多摩郡神代村仙川 京王線仙川驛 海軍少將 相良達夫
南方約二百米 電話 烏山一四三番

◎山水三學校の現状

0576

山水三學校は昭和十六年四月開校せられたもので現在第一山水中學校には第三學年三一名、第二學年一九二名、第一學年二二二名、第二山水中學校には第三學年一五六名、第二學年一九二名、第一學年一九一名、山水高等女學校には第三學年四一名、第二學年一六〇名、第一學年一七一名在學中であつてこれらの大部分は現役將校の子弟である。

生徒の教育方針は中學校に在りては訓育に重きを置き精神雄渾にして熱血敢爲の意氣に燃へ行儀良く規律正しく勤勞努力を惜まざる青少年の育成を期し女學校に在りては我が國獨特の麗はしい婦徳の傳統に生きたると同時に現代に處して明敏達識、家庭に於ける女性の尊き勤めを完うし以て君國に報ずるの道を實踐すべき皇國女子を鍊成するを目的としてゐる。

職員優秀にして學校當局者としては學問を直に生活に資し社會活動の指導者として有用の人材たるに十分なる段階を踏ましむる意氣込を以て親身の教育を施してゐる、尚入會生は勿論通學生の保健にも特に留意してゐるから遠隔の地にある保護者も安心せられて然るべきである。

◎入學假申込に就て

0577

明年新學期より子女を右の學校に入學せしめたい方は左記假申込書に所要事項を記入捺印の上必ず明年二月十五日迄(二月十五日以前の申込で一月)に海軍省人事局第二課宛送ること。
この假申込は軍人子女で入學を志願する者の入學上の便宜を圖らんとするものであつて當局ではこれを基として入學に關する大體方針と募集人員を決定する貴重なる資料とするのであるから熟慮の上手續せられ一旦假申込をなしたる上は猥りに取消したり又他校に二股をかけるやうなことをなさらぬやうにせられたい、萬一假申込を取消す場合は直に海軍省人事局第二課及當該學校長に届出ること。

◎本志願の正式手續に就て

來春制規の入學手續が決定し入學願書受付が始まると更めて正式の願書(用紙は學校又は海軍省人事局第二課で貰ひ受くること)を學校宛に考査料を添へて差出さねばなりません、入學假申込をなした者には入學手續が決定次第其の詳細を通知します。

◎入 學 考 査

二回に區分して行はれる場合は第一回に行ふ、考査は一般の中等學校と同じで全員に對して行はれる。

◎寄 宿 舎

第一山水中學校及山水高等女學校には寄宿舍の設備があり遠隔地の入寮希望者は大體に於て入寮出来る見込である。

◎其 の 他

山水各學校は陸海軍學校の豫備でもなく又陸海軍學校に入るための豫備教育に全力を注ぐものでもない、全く一般普通の中學校、女學校と同様である。ただ其の設立目的に鑑み現役軍人、軍人遺族及外地に在る軍人軍屬の子女並に在郷になつたばかりで學校所在地に歸り定住する者等が他の者に比して優先入校の便宜があるに過ぎないのである。

の地にある保護者も安心せられて然るべきである。

◎入學假申込に就て

明年新學期より子女を右の學校に入學せしめたい方は左記假申込書に所要事項を記入捺印の上必ず明年二月十五日迄(一月十五日以前の申込で一月)に海軍省人事局第二課宛送ること。

この假申込は軍人子女で入學を志願する者の入學上の便宜を圖らんとするものであつて當局ではこれを基として入學に關する大體方針と募集人員を決定する貴重なる資料とするのであるから熟慮の上手續せられ一旦假申込をなしたる上は猥りに取消したり又他校に二股をかけるやうなことをなさらぬやうにせられたい、萬一假申込を取消す場合は直に海軍省人事局第二課及當該學校長に届出ること。

◎本志願の正式手續に就て

來春制規の入學手續が決定し入學願書受付が始まると更めて正式の願書(用紙は學校又は海軍省人事局第二課で貰ひ受くること)を學校宛に考査料を添へて差出さねばなりません、入學假申込をなした者には入學手續が決定次第其の詳細を通知します。

◎入學考査

二回に分けて行はれる場合は第一回に行ふ、考査は一般の中等學校と同じで全員に對して行はれる。

◎寄宿舎

第一山水中學校及山水高等女學校には寄宿舎の設備があり遠隔地の入寮希望者は大體に於て入寮出来る見込である。

◎其他

山水各學校は陸海軍學校の豫備でもなく又陸海軍學校に入るための豫備教育に全力を注ぐものでもない、全く一般普通の中學校、女學校と同様である。ただ其の設立目的に鑑み現役軍人、軍人遺族及外地に在る軍人軍屬の子女並に在郷になつたばかりで學校所在地に歸り定住する者等が他の者に比して優先入校の便宜があるに過ぎないのである、之等の優先者が採用人員を超過する場合は勿論不採用者を生ずる譯であるが此の場合には假申込者に對しては豫め其の旨通知する豫定である。又たとへ採用人員を超過せざる場合と雖も現役軍人の子女なるが故に無條件に入學出来るのではなく他の者に伍して學業を修得することの出来ないやうな學力又は體格の劣れる者などは入學せしめられないことを承知せられたい。これは一部の者のために他の大多數の者の教育進度が阻礙せられるがためであつて已むを得ない處置である。専ら學校に於て慎重證議の上決定せられる。

入學假申込書

入學セシムベキ(ワリガナヲ)者ノ氏名(附スルコト)

現住所

昭和 年 月 日生

現在修業中ノ學校名

國民學校(昭和十八年三月卒業ノ見込)科 年

入寮希望の有無

希望、希望セズ

右者 第 山水中學校(入寮希望ノ學校名)ニ入學セシメ度及假申込候

保護者 續柄官氏名

本籍地

現住所(勤務地ヲ現住所トスルモノハ)留守宅ヲ記載スルコト

海軍省人事局第二課御中

(別紙)

各團體別製品規格索引一覽表

(昭和十七年十二月十二日海軍公報(部内限))

國體別		區分	年月日	告示番號	備考
日本綿・スフ織物 製造株式會社	綿織物製品	スフ竝ニ 更生糸織物製品	昭一四一〇一二二	同 第三〇五號	昭一六一五一九 日本綿スフ織物製造株式會社特免綿織物規格單純化委員會定
			昭一六一一〇一二二	同 第三〇六號	
			昭一六一四一五	同 第三〇二號	
			昭一六一五二七	同 第四〇二號	
			昭一六一五二二	同 第四五六號	
			昭一六一五二三	同 第四五六號	
			昭一六一五二二	同 第一二五號	
			昭一六一五二二	同 第一三四號	
			昭一六一五二二	同 第一三三號	
			昭一六一五二二	同 第一三四號	
日本給糸株式會社 日本燃糸株式會社 配給工業株式會社 日本燃糸株式會社 金屬工業株式會社	縫糸、燃糸 電線用綿糸	同	昭一七一八二五	同 第一九六號	同
			昭一七一三二六	農林省告示 第一七八號	
			昭一七一三二六	農林省告示 第一七八號	
			昭一七一三二六	農林省告示 第一七八號	
			昭一七一三二六	農林省告示 第一七八號	
			昭一七一三二六	農林省告示 第一七八號	
			昭一七一三二六	農林省告示 第一七八號	
			昭一七一三二六	農林省告示 第一七八號	
			昭一七一三二六	農林省告示 第一七八號	
			昭一七一三二六	農林省告示 第一七八號	
日本タオル工業株式會社	タオル製品	同	昭一五一一一七	同 第六九九號	同
			昭一五一一一七	同 第六九九號	
			昭一五一一一七	同 第六九九號	
			昭一五一一一七	同 第六九九號	
			昭一五一一一七	同 第六九九號	
			昭一五一一一七	同 第六九九號	
			昭一五一一一七	同 第六九九號	
			昭一五一一一七	同 第六九九號	
			昭一五一一一七	同 第六九九號	
			昭一五一一一七	同 第六九九號	
日本織維雜品工業株式會社	織維雜品	同	昭一七一〇二四	同 第一五五號	同
			昭一七一〇二四	同 第一五五號	
			昭一七一〇二四	同 第一五五號	
			昭一七一〇二四	同 第一五五號	
			昭一七一〇二四	同 第一五五號	
			昭一七一〇二四	同 第一五五號	
			昭一七一〇二四	同 第一五五號	
			昭一七一〇二四	同 第一五五號	
			昭一七一〇二四	同 第一五五號	
			昭一七一〇二四	同 第一五五號	
日本莫大小工聯	莫大小製品	同	昭一四一九一五	同 第二二五號	同
			昭一四一九一五	同 第二二五號	
			昭一四一九一五	同 第二二五號	
			昭一四一九一五	同 第二二五號	
			昭一四一九一五	同 第二二五號	
			昭一四一九一五	同 第二二五號	
			昭一四一九一五	同 第二二五號	
			昭一四一九一五	同 第二二五號	
			昭一四一九一五	同 第二二五號	
			昭一四一九一五	同 第二二五號	

0579

發 註 計 畫
第 號 昭和 年 月 日
(發 註 廳)

第 號 昭和 年 月 日
(主務部局)

第 號 昭和 年 月 日
海 軍 省 兵 備 局

受註細明	品 名		巾 長		數 量		購入月		備 考
	ゴム加工用布 丙		特免規格 15-A (規格) (記號)		米 100 反 個		18 1 月		
所 要 綿 絲	經	使用綿絲 (純綿絲・混綿絲)	銘 柄	番 手	相 數 (1相180疋トス)		入 手 月		
	緯			單絲 双絲	個				
	緯			單絲 双絲					
緯	其他			單絲 双絲			月		

住 所
(契約者) 氏 名

(入荷先) 氏 名

(昭和十七年十二月十二日海軍公報(部内限))

<p>(發註ニ當リテハ綿絲節約ノ爲用途酌ノ上極力規格ノ低下ヲ期スルモノトス)</p> <p>備考欄</p> <p>本品ノ充當セラルベキ工事ノ契約番號及用途ヲ記入ノコト</p>	<p>三 受註者、製造者欄</p>	<p>イ (受註者) トアルヲ (契約者) ト訂正シ本品ニ對スル購入契約者ヲ記入ス</p> <p>ロ (製造者) トアルヲ (入荷先) ト訂正シ本品ノ納入先ヲ記載ス</p>	<p>四 所要綿絲ノ欄記入セザルコト</p>	<p>五 發註計畫ハ必ず各主務局經由ノ上三部送付ノコト發註計畫記載例別紙ノ通 (別紙二葉添)</p>	<p>○ 辭令</p>	<p>海軍大佐 長屋 茂</p> <p>海軍武官任用委員ヲ命ス</p> <p>恩賜研學資金受賞者銓衡常置委員ヲ命ス</p>												
<p>海軍豫備學生採用試験委員ヲ命ス</p> <p>獻金運用委員會委員ヲ命ス</p>	<p>海軍武功調査委員ヲ命ス</p>	<p>支那事變從軍記章授與調査委員ヲ命ス</p>	<p>高等軍法會議判士ヲ免ス</p>	<p>東京軍法會議判士ヲ免ス</p>	<p>海軍中佐、浮田 信家</p>	<p>高等軍法會議判士ヲ命ス</p>	<p>東京軍法會議判士ヲ命ス</p>	<p>海軍武功調査委員ヲ命ス</p>	<p>支那事變從軍記章授與調査委員ヲ命ス</p>	<p>潜水艦調査委員會委員ヲ命ス</p>	<p>海軍大佐 淺山 敏夫</p>	<p>船舶應急處理委員會副委員ヲ命ス</p>	<p>海軍中佐 阿部 茂</p>	<p>船舶應急處理委員會副委員ヲ免ス</p>	<p>海軍技術會議議員海軍大佐 田村 保郎</p>	<p>海軍艦政本部技術會議議員ヲ命ス</p>	<p>海軍技術會議議員海軍中佐 源 田 實</p>	<p>海軍航空本部技術會議議員ヲ命ス</p>

海軍公報(部内限) 第四千二百六十五號

昭和十七年十二月十二日

一三一三

<p>海軍技術會議員海軍中佐 鷹尾 卓海 海軍艦政本部技術會議員ヲ命ス(以上ハ海軍省)</p>	<p>第二課勤務ヲ命ス(海軍省人事局) 海軍中佐 浮田 信家</p>	<p>海軍主計兵曹長 足洗 秋吉 大興丸ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(海軍省海軍省經理局長)</p>	<p>第一九設營隊第一班 海軍主計中尉 河崎 信雄 同 第二班 同 尾畑 正熙 各頭書ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(海軍省同)</p>	<p>横須賀海軍經理部 部員海軍主計少佐 池田 法人 艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス 海軍主計大尉 岡田 貞寛 右同分任出納官吏ヲ免ス(以上ハ海軍省同)</p>	<p>○雜款 ○郵便物發送先 宛先ハ下段ノ通記載ノコト但シ()内ハ記載セザル</p>
<p>コト 一 第十六號掃海艇 吳局氣付(第二十七軍用郵便所經由)第十六號掃海艇</p>	<p>一 興業丸 横須賀局氣付(第十軍用郵便所經由)興業丸</p>	<p>一 第十九設營隊 横須賀局氣付 「ウ壹壹九 ウ貳〇壹」 第七〇一航空隊殘留隊 美幌航空基地氣付 「ウ壹五七」殘留隊</p>	<p>一 吾妻山丸 舞鶴海軍經理部内舞鶴鎮守府艦船部隊殘務整理班氣付 吾妻山丸</p>	<p>一 第十二潜水隊司令 吳局氣付 伊百七十一潜水部、伊百七十二潜水部、伊百七十二潜水部 佐世保局氣付(イ壹九 イ壹參經由)勝力 横須賀局氣付(ウ壹〇五經由)卯月 卯月 佐世保局氣付(第四十二軍用郵便所經由)早鞆 横須賀局氣付 「ウ壹五八壹」</p>	<p>一 白雲 横須賀局氣付 大阪警備府氣付 白雲</p>

0582

海軍公報

第四千六百三十九號

昭和十七年十二月十二日(土)

海軍大臣官房

○辭令

○昭和十七年十二月十一日

兼任海軍書記

南洋廳氣象臺屬 澁谷 銀藏

海軍公報 第四千六百三十九號

昭和十七年十二月十二日

六三七

0583

(別紙)

件名

昭和 年 月 日

所 轄 名

海軍省經理局恤兵金出納官吏殿

大東亞戦争ニ關スル獻金受理ノ件通知

昭和十七年官房第七四六五號申進首題ノ件、月中左記ノ通受理現金ハ、月、日附、
(爲替小切手又ハ艦隊經費返納等)ヲ以テ送付致候

記

受理年月日	金額	住	所	氏	名	記	事

備考 一 外貨ハ邦貨ニ換算ノコト

二 寄附者ノ住所氏名ハ詳細ニ明記ノコト

(昭和十七年十二月十二日海軍公報(部内限))

海軍公報

(部内限) 第四千二百六十六號

海軍大臣官房

昭和十七年十二月十四日(月)

○令 達

官房機密第一四八二二號ノ二
本年十二月一日現在海軍施設本部ノ各部部員タル者ハ
特ニ發令セラルルモノノ外別ニ辭令ヲ用ヒズシテ海軍
施設本部部員ニ補セラレタル義ト心得ベシ

昭和十七年十二月一日

海軍大臣

○通 牒

艦本機密第一號ノ一三四六〇

昭和十七年十二月十四日

海軍艦政本部長

關係各廳長殿

短五糶砲火藥兵器假採用ノ件通知

左記ノ通首題火藥ヲ兵器ニ假採用シ艦船ニ搭載ノ上實
用ノコトニ定メラレ候

追テ本火藥ハ短キ管狀ニシテ其ノ取扱ハ假稱一式二
號機銃火藥ニ準ズルモノト了知相成度

記

火 藥 種	略 符	用 途
短五糶砲火藥	K ₅₁	短五糶砲用

○辭 令

海南警備府附ヲ免ス(附前海軍省)

臺南州警部補 塩川 伊之吉

臺南州警部 岩重 梅吉

臺南州警部補 鯉淵 秋次

同 安藤 雅文

臺東廳警部補 木部 明

臺中州警部補 濱邊 滿

臺北州警部 出水 弘

海南警備府附ヲ免ス(附前同)

海軍公報(部内限) 第四千二百六十六號

昭和十七年十二月十四日

一三一五

同	松本 軍五	資材班長ヲ命ス	海軍大佐 佐々木 正雄
臺北州警部補	高橋 正	資材班員ヲ命ス	海軍中佐 多田 久爾夫
同	坂本 辰雄	同	海軍中佐 市吉 聖美
(各通)	新竹州警部	同	海軍少佐 峰岸 喜之
	下山 勇	同	海軍主計少佐 佐野 純雄
	新竹州警部補	同	海軍主計少佐 佐野 純雄
	吉田 三之助	同	海軍主計少佐 佐野 純雄
	高雄州警部	同	海軍主計少佐 佐野 純雄
	後野 武	同	海軍主計少佐 佐野 純雄
	高雄州警部補	同	海軍主計少佐 佐野 純雄
	塚本 桂太郎	同	海軍主計少佐 佐野 純雄
	花蓮港應警部補	同	海軍主計少佐 佐野 純雄
	坂本 正義	同	海軍主計少佐 佐野 純雄
海南警備府附ヲ免ス(廿二日同)	吉田 省吾	兼資材班員ヲ命ス	海軍少佐 高田 益夫
<small>海軍總政本部田佐兼海軍航空本部田佐海軍主計大尉</small>		(各通)	同 小田 愛信
東京監督官附ヲ命ス(廿二日同)	福永 滿助	兼資材班勤務ヲ命ス(以上廿二日海軍省軍需局)	同 同 成田 三津男
臺灣總督府技手		資材班員ヲ命ス(廿二日同)	同 同 成田 三津男
海南海軍特務部附ヲ命ス(廿二日同)	田村文右衛門	資材班員ヲ命ス(廿二日同)	海軍少佐 田代 正雄
海軍大尉		總務課勤務ヲ命ス(廿二日海軍運輸部)	海軍少佐 上田 四郎
勝泳丸ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(廿二日支出官海軍省經理局長)		總務課勤務ヲ命ス(廿二日同)	海軍中佐 中島 忠行
海軍主計少尉	高橋 萬二		
第七〇三海軍航空隊第一派遣隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(廿二日同)			

海軍公報 (部内限) 第四千二百六十七號

昭和十七年十二月十五日 (火)

海軍大臣官房

○ 令 達

官房第七五五四號

昭和十五年官房第二二三四號中「別表第五」ヲ「別表

第六」ニ、「規則第四條第七號」ヲ「規則別表第四、第

六號、第九號」ニ、「ヘルニヤ」ヲ「ヘルニア」ニ改ム

昭和十七年十二月十四日
海軍大臣

官房第七五五五號

學術獎勵賞授與内規左ノ通定ム

昭和十七年十二月十四日

海軍大臣

學術獎勵賞授與内規

第一條 本内規ハ海軍ニ於ケル各術科ノ進歩發達ヲ助成セシメ各各種練習生ノ卒業ニ當リ其ノ成績優等ナル者ニ對スル褒賞上準據スベキ事項ヲ規定ス

第二條 各學校、練習航空隊、海兵團練習部及病院練習部ノ各種特修科練習生、各種高等科練習生(潜水學校練習生ヲ含ム)又ハ專修科工作術練習生ニハ海軍大臣賞ヲ授與ス

第三條 各種飛行豫科練習生及各種普通科練習生ニハ夫々修得術科ニ應ジ山階宮航空術獎勵賞、航空術獎勵賞、砲術獎勵賞、水雷術獎勵賞、機雷術獎勵賞、航海運川術獎勵賞、信號術獎勵賞、電信術獎勵賞、機關術獎勵賞、内火術獎勵賞、電機術獎勵賞、工作術獎勵賞、看護術獎勵賞、經理術獎勵賞、衣糧術獎勵賞又ハ軍樂術獎勵賞ヲ授與ス

第四條 各種練習生ノ受賞者數ハ各受賞單位(別表)毎ニ左ノ標準ニ依リ定ムルモノトス
一 每期卒業者百五十名以下ノ場合ハ其ノ最優等者一名ヲ褒賞ス但シ卒業者九名以下ノ場合ハ特ニ優秀者アリタル場合ニ限リ詮議ノ上授與スルモノトス

海軍公報 (部内限) 第四千二百六十七號

昭和十七年十二月十五日

一三一七

二 每期卒業者百五十名ヲ超ユル場合ハ其ノ超過員數百名毎ニ受賞者一名宛ヲ加フル如ク受賞者員數ヲ定ム但シ飛行練習生ニ在リテハ教育年度ヲ通ジ算定スルモノトス

三 山階宮航空術獎勵賞ハ甲種及乙種飛行豫科練習生ノ每期卒業者中各専修別ヲ通ジ最優等者一名ニ授與ス

第五條 賞品ハ左表ノ標準ニ依ル但シ海軍省教育局長ハ狀況ニ依リ別ニ之ヲ選定スルコトヲ得

賞 別	賞品ノ種類標準	記事
特修科練習生ニ對スル海軍大臣賞	懷中時計精工舍製ク ローム側十七型「ライト」	各賞品 共之ニ 褒賞種 別名ヲ
高等科練習生ニ對スル海軍大臣賞	懷中時計精工舍製ク ローム側十七型「ライト」	彫刻ス ルモノ トス
山階宮航空術獎勵賞	懷中時計精工舍製ク ローム側十七型「ライト」 十六石入	
其ノ他ノ獎勵賞	懷中時計精工舍製ク ローム側十七型「ライト」 ニスター「七石入」	

第六條 各褒賞ハ賞狀ト共ニ各練習生修業ノ都度左表ニ依リ之ヲ授與スルモノトス

褒賞別	褒賞者	授與要領
海軍大臣賞	海軍大臣	一 卒業式場ニ於テ褒賞及賞狀ヲ授與スル場合ハ褒賞者之ヲ授與スルモノトス但シ海軍大臣在ラザルトキハ所屬長官之ヲ代理ス
其ノ他	海軍學校長 海軍練習航空隊司令 海兵團長 海軍病院長	二 其ノ他ノ場合ニ在リテハ當該廳長之ヲ授與ス 三 賞狀ハ海軍大臣賞ニ對スルモノハ教育局、其ノ他ハ褒賞ノ所轄ニ於テ之ヲ準備ス

第七條 關係廳ハ受賞者員數ヲ豫定シ其ノ卒業豫定期日ノ二月前迄ニ之ヲ海軍省教育局長ニ通報スルモノトス但シ海軍大臣賞ニ在リテハ受賞豫定者決定次第可急の速ニ其ノ官氏名及成績ヲ海軍省教育局長ニ通報スルモノトス

第八條 海軍省教育局長ハ賞品及大臣賞ニ對スル賞狀ヲ準備シ練習生卒業豫定期日ノ一週間前迄ニ之ヲ當該關係廳長ニ送付ス

第九條 關係廳長本内規ニ依ル褒賞ヲ行ヒタルトキハ

其ノ都度受賞者ノ練習生ノ種別、期別、官職階、氏名及其ノ成績ヲ海軍省教育局長ニ通報スルモノトス
昭和十三年教育第四八四號學術獎勵賞授與内規ハ自然消滅

(別表添)

(参照) 諸例期第一自八七八ノ五至八七八ノ七

○通牒

官房第七五八一號

昭和十七年十二月十五日

海軍次官

海軍省各局長
軍令部次長
海軍艦政本部長
海軍航空本部長
海軍施設本部長

年始ノ禮ニ關スル件申進

昭和十八年一月四日御用始當日海軍省構内各局部諸員年始回禮ニ代フル爲午前九時十分迄ニ高等官及判任官ハ玄關廣間ニ參集シ年始ノ禮ヲ交換スルコトニ定メラ

海軍公報(部内限) 第四千二百六十七號

昭和十七年十二月十五日

一三一九

レ候條了知相成度

海人第一號ノ三四四

昭和十七年十二月十四日

海軍省人事局長

關係各廳長殿

作業應從業員ノ志願兵志願ニ關スル件申進

目下實施中ノ本年度海軍志願兵徵募検査ニ關シ最近迄ノ報告ヲ綜合スルニ工場事業場等從業員ノ志願狀況ハ部外關係ノモノハ昨年度ニ比シ相當顯著ナル改善ノ跡ヲ認メラルルニ拘ラズ部内作業應中一部ノ關係ノモノハ今尙思ハシカラザルモノアルヤニ認メラルル處海軍自體ニ斯ノ如キ傾向殘存スルニ於テハ折角改善セラレタル部外ニ對シ惡影響ヲ與フルコトナル惧アルヲ以テ關係各部ニ於テハ本年度官房第九六〇號ノ三(二月二日海軍公報(部内限)參照)次官通牒ノ趣旨徹底ニ關シ此ノ上共留意相成度

艦本機密兵電第一一七三號

昭和十七年十二月十四日

海軍艦政本部總務部長

海軍公報(部内限)第四千二百六十七號

昭和十七年十二月十五日

一三二〇

關係各廳長殿

兵器ノ取扱ヲ要スル裝備物品調書ニ關スル件照會(機關長主管)

自今發電機及電動機關係兵器ノ如ク内譯扱ヲ要スル首題物品ニ對シテハ左記例ニ準ジ調書作製ノコトニ取計相成度

記

品名	數稱	裝備數	年月日	軍需部	記事
ヂーゼル直流發電機 一〇五KW	基	一			
内譯					
ヂーゼル直流發電機	基	一			
界磁調整器	個	一			
補用品筐補用品共	個	一			
、、、、、	個	一			
、、、、、	個	一			
(一行空欄トス)					

品名	數稱	備考
直流配電盤一〇〇V	個	
内譯		
直流電壓計一五〇V	個	
直流電流計一五〇A	個	
二極開閉器一五〇A <small>ヒューズ筒附</small>	個	
、、、、、	個	
、、、、、	個	
、、、、、	個	

備考

一 内譯品名末尾ノ次ニ別種兵器ヲ記載スル場合ハ一行空欄ヲ設クルモノトス

二 ヒューズ類ノ名稱ニ關シテハ九月十日内令兵第七十四號記事欄(項)ニ拘ラズ新規受入ノモノニ付テハ總テ新名稱ニ依ルモノトス

○ 辭令

海軍主計中尉 古賀 正男

第十四設營隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲

<p>艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス 同 平井 攝三 右同分任出納官吏ヲ免ス(以上ハ出納支出官 海軍省經理局長)</p>	<p>第百一海軍經理部西貢支 部長兼部員海軍主計中佐 増澤 英一 艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス 海軍主計中佐 澁谷 安雄 右同分任出納官吏ヲ免ス(以上ハ同)</p>	<p>海軍主計中尉 須田 孝 第八海軍經理部ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ 爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス 同 柳原 作藏 右同分任出納官吏ヲ免ス(以上ハ同)</p>	<p>囑託 荒尾 偕一 海軍運輸部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(海軍運輸部)</p>	<p>○郵便物發送先 自今左ニ依リ發送相成度</p>
<p>司令、軍醫長宛 響 隊機關係、主計長宛 雷 横須賀郵便局氣付 (第六驅逐隊)</p>	<p>庶務關係 佐世保郵便局氣付 水無月 給與關係 同 阜月 醫務關係 同 長月 (第二十二驅逐隊)</p>	<p>○郵便物ニ關スル件 當司令部ハ十月二十一日粟田丸ヨリ赤城丸ニ變更セラレ候處尙粟田丸司令部宛發送ノ向有之事務處理上支障不尠候ニ付必ズ横須賀郵便局氣付赤城丸司令部宛發送相成度 (第二十二戰隊)</p>	<p>○所在地名變更 第二海軍航空廠器材部鈴鹿補給工場所在地(三重縣河藝郡白子町)ハ今般三重縣鈴鹿市白子町ト地名變更サレタリ</p>	<p>○削除 本月九日付辭令欄上段自三行目至四行目「豫備役海軍技術中尉松本 保、右充員召集ヲ解除ス(註同)」ハ之ヲ削除ス</p>

海軍公報(部内限)第四千二百六十七號

昭和十七年十二月十五日

一三二一

海軍公報

(部内限) 第四千二百六十八號

海軍大臣官房

昭和十七年十二月十六日(水)

○令 達

官房第七五六七號

當分ノ間海軍生徒ニハ昭和十六年官房機密第九三二六號ニ拘ラズ禮衣袴ノ交付ヲ停止ス

昭和十七年十二月十四日

海 軍 大 臣

(参照) 官房機密第九三二六號ハ生徒被服給與ニ關スル件ナリ(昭和十六年十月九日海軍公報(部内限))

○辭 令

南洋廳氣象臺技師 原 田 司
南洋廳氣象臺技手 小 澤 清

同 石 井 恒 彦
同 岩 村 久 夫
同 下 川 悟
同 榎 波 忠

(各通)

同 中 村 浩 平
同 妹 尾 壽 夫
同 岡 野 昇
同 藤 木 泉

第四艦隊司令部附ヲ命ス(海軍省)

氣象技師 瀧 秀 隆

第一南遣艦隊司令部附ヲ免シ海軍氣象部附ヲ命ス(海軍省)

氣象技手 能 戸 時 男

第一南遣艦隊司令部附ヲ免シ海軍氣象部附ヲ命ス(海軍省)

室 蘭 監 理 官 ヲ 命 ス (海軍省)

海軍艦政本部附兼造 船監督官海軍技師 山 縣 文 次 郎

第一課勤務ヲ命ス(海軍省軍務局)

海軍中佐 田 中 千 春

囑託 廣 田 文 男

海軍運輸部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(海軍運輸)

囑託 廣 田 文 男

海軍運輸部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(海軍運輸)

海軍公報(部内限) 第四千二百六十八號

昭和十七年十二月十六日

一三二三

部)

海軍機關學校ニ於ケル劍道助教ヲ囑託ス
勳八等 金澤憲一郎
但シ報酬月額九拾圓ヲ給シ部内限判任官ヲ以テ待
遇セラル(註)海軍機關學校

○雜款

○當艦隊司令部職員ノ給與ハ香港方面特別根據地隊ニ
於テ掌理セラレアルニ付當司令部へ轉入者ノ給與通牒
ハ同隊主計長宛送付相成度
(第二遣支艦隊)

○正誤

本月十一日附公報(部内限)令達欄「官房機密第一三
號ノ一七四」兵器簿ノ件通達ハ「官房機密第一三號ノ
一六四」ノ、同月十四日附辭令欄海軍總政本部出仕兼海軍航
空本部出仕海軍主計大尉
吉田省吾辭令「東京監督官附ヲ命ス」ハ「東京監査官
附ヲ命ス」ノ孰モ誤

○本日普通公報發行セズ

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十七年十二月十六日(水)
海軍大臣官房

○ 通 牒

出征軍人軍屬及在支警察官並其遺族等慰問金釀出明細表(十月分)
一金六千五百參拾四圓七拾八錢也

内 譯

應 名	金 額	應 名	金 額	應 名	金 額	應 名	金 額
海軍大臣官房	五九〇	海軍省教育局	三三〇	海軍航空本部	一三三九〇	海軍技術研究所	四〇六三〇
海軍省調査課	三七三〇	同 軍需局	二二〇	海軍施設本部	一八五五〇	海軍大學校	六三六五〇
同 電信課	二六三〇	同 醫務局	三三三〇	海軍省南方政務部	一三四七〇	海軍軍醫學校	一四三四〇
海軍 文庫	四八〇	同 經理局	一九五七〇	海軍運輸部	四〇七〇〇	海軍經理學校	二九四三〇
海軍省軍務局	二二五〇	同 法務局	三三二〇	東京海軍監督官事務所	一八三三〇	橫須賀鎮守府軍法會議	一八五九〇
同 兵備局	九三〇	軍 令 部	四九九〇	侍從武官府	一三二八〇	橫須賀海軍經理部	三三三五〇
同 人事局 (含武功調査)	一〇九四〇	海軍艦政本部	八〇八三五〇	海軍水路部	一七三五〇	同 軍需部	四四六六〇

海軍公報 (部内限) 號外

海軍公報 (部内限) 號外

嬉野海軍病院	大湊海軍工作部	同 刑務所	同 病院	部 佐世保海軍軍需	同 軍法會議	佐世保鎮守府	吳海軍刑務所	吳海軍建築部	議 吳鎮守府軍法會	海軍工作學校	同 港務部	同 刑務所	同 病院	部 橫須賀海軍建築
三六九〇	一三五〇〇	一〇四一〇	一〇三五七〇	三三三〇〇	一四二七〇	五五八七〇	八〇〇〇	一七三三〇	三三五〇〇	七四八〇〇	五七五〇〇	七六〇〇〇	一九二二三〇	一五七四〇〇
玉野同	福岡同	浦賀同	名古屋同	八幡同	大阪海軍監督官事務所	鈴鹿海軍工廠(假稱)設立準備事務所	光海軍工廠	廣海軍工廠	第四十一海軍航空廠	橫須賀第二海軍航空廠	第二海軍航空廠	第一海軍航空廠	第三海軍燃料廠	大村海軍病院
一三三四〇	三三七六〇	一六一五〇	四九三三〇	一八八三〇	一一〇六三〇	一六八〇〇	一七四四五〇	二〇三〇〇〇	一七三三〇	一五九三〇	八六一五〇	八六四〇〇	三三八五〇	九五七〇〇
昭和十七年十一月三十日 海軍省經理局 海軍主計少佐 兒 玉 茂														
廣島同 大阪海軍地方人 大阪海軍警備隊 第四海軍建築部(含八月份) 東京支部 大阪海軍經理部 八四五五〇 七四八〇〇 九三三〇〇 三〇三三〇														

海軍公報

(部内限) 第四千二百六十九號

昭和十七年十二月十七日(木)

海軍大臣官房

○令 達

官房第七六一九號

大正六年官房第一一五一號別表中左ノ通改正ス

昭和十七年十二月十六日

海軍大臣

追濱航空隊司令ノ次ニ左ノ項ヲ加フ

築城航空隊司令

六〇〇〇〇

(参照) 大正六年官房第一一五一號ハ司令長官以下ニ於テ要スル接

待我定額設定ノ件ナリ(會計法規類集一巻一三三頁)

官房第七六一〇號

昭和十二年官房第四四九六號中左ノ通改正ス

昭和十七年十二月十六日

海軍大臣

表中第十二海軍軍用郵便所ノ項職員ノ欄「所員」專任

專務

五人判任
十人雇員
「所員」專任 七人判任
專務 十三人雇員
ニ改ム

(参照) 昭和十二年官房第四四九六號ハ海軍軍用郵便所設置ノ件ナリ(昭和十七年十月六日本欄)

官房第七六一二號

昭和十六年官房第一四三五號中左ノ通改正ス

昭和十七年十二月十六日

海軍大臣

第一項ヲ左ノ如ク改ム

當分ノ間海軍戰時特例給與規則第一條ニ規定スル地域ニ在ル艦船部隊其ノ他ノ各部ニ勤務スル者死亡シタルトキ又ハ新ニ任用若ハ採用セラレ赴任スル者死亡シタルトキ支給スベキ左ノ各號ニ掲グル給與ハ士官、候補生、見習尉官、高等文官同待遇者及部内限奏任待遇以上ノ囑託者竝ニ新ニ部外ヨリ任用又ハ採用セラレ赴任スル者ニ在リテハ海軍省經理局、特務士官、准士官及下士官兵ニ在リテハ在籍鎮守府所在

海軍省軍務局長

關係廳長殿

御寫眞ノ奉安ニ關スル件申進

首題ノ件ニ關シテハ各部慎重ナル考慮ヲ拂ハレツツアリト認メラルルモ奉安庫其ノ他附屬物等不備ノ爲萬全ヲ期シ得ザリシ實例モアリ奉安庫ノ規格ニ關シテハ別ニ關係ノ向ニ通牒セシメラルルベキモ特ニ奉安庫内金庫ノ水密氣密ヲ完全ナラシムルト共ニ奉安庫ノ構造ノミヲ以テシテハ奉安上絶對遺漏ナキヲ期シ得ラレザル實情ナルニ付テハ奉安上者ノ現狀確認、定期的清掃換氣或ハ天候異常後ノ手入等ニ關シ遺漏ナキヲ期セラレ度

○ 辭令

海軍大尉 關 孝(伊二七潜)

伊號第七十七潛水艦審議委員ヲ命ス(伊一四海軍艦政本部)

○ 雜款

○司令潜水艦變更
第七潜水隊司令ハ十二月十日司令潜水艦ヲ伊號第四潛

地ノ海軍經理部、其ノ他ニ在リテハ所屬各部ノ所管鎮守府所在地ノ海軍經理部ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得
第三項中「資金前渡官吏」ノ上ニ「支出官又ハ」ヲ、「候補生」ノ下ニ「見習尉官」ヲ加フ

(參照) 會計法規類集二卷八〇八ノ一六

官房機密第一五四六一號

昭和十四年官房第七三九號申左ノ通改正ス

昭和十七年十二月十六日

海軍大臣

別表ヲ別表ノ如ク改ム

附則

本令ハ昭和十七年十二月一日以後ノ給與ニ付適用ス

(別表添)

(機密會計法規類集七八頁參照)

○ 通牒

軍務一機密第九三一號

昭和十七年十二月十六日

水艦ニ變更セリ

○郵便物發送先

宛先ハ下段ノ通記載ノコト但シ()内ハ記載セザルコト

- 一 第一〇一設營隊 横須賀局氣付 「ウ壹〇五 ヲ壹九八」
- 一 第四十一航空基地隊 北海道千歳郡千歳町 第四十一航空基地隊
- 一 千歳航空基地 北海道千歳郡千歳町 千歳航空基地
- 一 三澤航空基地 青森縣上北郡三澤村 三澤航空基地
- 一 美幌航空基地 北海道網走郡美幌町 美幌航空基地
- 一 敷香航空基地 樺太敷香郡上敷香町 敷香航空基地
- 一 第三十四號哨戒艇 横須賀局氣付(第十二軍用郵便所經由) 第三十四號哨戒艇
- 一 第一百十一設營隊 横須賀局氣付 「ウ六六 ヲ壹九壹」
- 一 長良司令部 横須賀局氣付(第十軍用郵便所經由) 長良司令部

廣州灣駐在海軍武官 普通便 佐世保局氣付第五軍用郵便所經由廣州灣駐在海軍武官

- 一 第十二特根アンダマン本隊 航空便 臺北海軍武官府氣付 第五軍用郵便所經由 廣州灣駐在海軍武官
- 一 同 蘭貢分遣隊 佐世保局氣付 「イ壹壹 イ參貳」
- 一 第十二通信隊蘭貢本隊 佐世保局氣付 「イ貳五 イ貳八」
- 一 同 アンダマン分遣隊 佐世保局氣付 「イ貳五 イ參四」
- 一 雁、江祥丸 佐世保局氣付 「イ壹壹 イ參四 イ貳八」
- 一 第四十一掃海隊 佐世保局氣付(イ貳五經由)
- 一 (第一、第三京丸) 第一、第三京丸、高雄丸、麗水丸
- 一 第二十二航空戰隊 横須賀局氣付 「ウ壹壹五 ヲ壹八八」
- 一 第七五五航空隊 横須賀局氣付

海軍公報(部内限) 第四千二百六十九號

昭和十七年十二月十七日

一三二七

0599

海軍公報(部内限) 第四千二百六十九號 昭和十七年十二月十七日

一三二八

一 早潮

〔ウ壹壹五 ヲ壹參參〕
横須賀局氣付(第二十四軍用郵便所經由)早潮

一 長波司令部

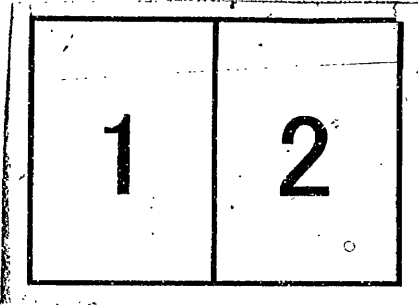
横須賀局氣付(第十軍用郵便所經由)長波司令部

一 第三氣象隊昭南支隊

佐世保局氣付

〔イ壹九 セ貳七 セ六壹〕

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A3版以上のため
文書等名	
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

0602

(別紙様式)

日本標準規格 A 3 11 297 × 420

(昭和十七年十二月十日海軍令(五) 四)

表彰状

官職身分位勳功爵氏名

右者自己ノ危難ヲ願ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範トスルニ足ル仍テ茲ニ勤勞顯功章ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

年月日

海軍大臣位勳功爵氏名 印

0603

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千二百七十號

昭和十七年十二月十八日 (金)
海軍大臣官房

○ 令 達

官房機密第七二八八號ノ二
陸海軍 (除航空) 技術委員會規約申左ノ通改正ス

昭和十七年十二月一日

海軍大臣
陸軍大臣

第四號中「陸軍省兵器局長」ヲ「陸軍兵器行政本部長」ニ改ム

第五號中「本會ハ」ノ下ニ「概ネ」ヲ加フ
別表ヲ別表ノ如ク改ム
(別紙添)

官房機密第一五五二一號

左表ニ依リ海軍潜水學校特修科學生ヲ採用ス

昭和十七年十二月十七日

海軍大臣

<p>特 修 科 目</p>	<p>潜水艦水雷長又ハ潜水艦機關長タルニ必要ナル科目</p>	<p>潜水艦水中測的法</p>
<p>採 用 資 格</p>	<p>潜水艦乗組ノ經歷ヲ有スル特務士官タル海軍大尉又ハ海軍中尉ニシテ潜水艦水雷長又ハ潜水艦機關長タルノ識量ヲ附與スルニ適スル者</p>	<p>掌機雷兵、掌水雷兵又ハ掌電信兵出身ノ特務士官又ハ准士官ニシテ潜水艦水中測的法ヲ研究セシムルニ適スル者</p>

海軍公報 (部内限) 第四千二百七十號 昭和十七年十二月十八日

一三二九

海軍公報(部内限) 第四千二百七十號 昭和十七年十二月十八日

一三三〇

修業期間	入校										
	計		舞鶴鎮守府		佐世保鎮守府		吳鎮守府		横須賀鎮守府		
	機關兵曹出身	兵曹出身	機關兵曹出身	兵曹出身	機關兵曹出身	兵曹出身	機關兵曹出身	兵曹出身	機關兵曹出身	兵曹出身	
約三月											昭和十八年 二月上旬
	七	七	一	一	二	二	二	二	二	二	昭和十八年 六月上旬
	七	七	一	一	二	二	二	二	二	二	昭和十八年 十月上旬
約四月											昭和十八年 二月上旬
		四		一		一		一		一	昭和十八年 八月上旬
		四		一		一		一		一	

○通牒

軍務一第一八四號
昭和十七年十二月十七日

各艦隊參謀長
各鎮守府參謀長
各警備府參謀長
直轄學校長

殿

海軍省軍務局長

海軍大臣ノ招集スル會議ニ關スル件申進
昭和十八年ニ於ケル昭和十二年官房第一二三一號ニ依
ル海軍大臣ノ招集スル會議ハ取止メラレ候

(諸例則卷一、七二七頁参照)

海人機密第一二八號

昭和十七年十二月十六日

海軍省軍務局長
海軍省人事局長

關係廳長殿

恩給年敍勳年加算調書送付ノ件通知

自昭和十六年十二月至同十七年三月恩給年敍勳年加算
始終期調別冊ノ通
追テ別冊ハ加算調書ヲ供用シアル向ニ送付ス

○ 辭 令

泰福丸機關長 井上 末吉

囑託(部内限奏任官待遇)ヲ命シ報酬年額貳千四拾
圓ヲ給ス(海軍省)

地方警視 徳間 定行

吳鎮守府ニ於ケル事務ヲ囑託ス(海軍省)

高橋 豊見
海南海軍特務部ニ於ケル業務ヲ囑託ス
但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇ト
ス(海軍省)

(海軍省)

伴野 安伸

軍令部ニ於ケル調査事務囑託ヲ解ク(海軍省)

淺利 徳一

軍令部ニ於ケル調査事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇
トス(海軍省)

陸軍中尉 前田 房次郎
同 松本 恭吾

第八艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

(各通)

山中 伊之助

第八艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇ト
ス

松澤 高敏

横須賀鎮守府ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(以上海軍省)

三原 勝

海南海軍特務部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官
待遇トス(海軍省)

相澤 金吾

海軍公報(部内限) 第四千二百七十號

昭和十七年十二月十八日

一三三二

關 謙 治
海南海軍特務部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官
待遇トス(計同)

米 花 宏
海南海軍特務部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官
待遇トス

森口喜之助

麻生義隆

後藤龍雄

山村正貞

家永英吉

竹森親徳

竹下鐵二

増田 精

飯盛清次

石川源二

毛利常次郎

第百一海軍燃料廠ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任
官待遇トス(以上計同)

小澤 武雄

「ニューギニア」民政府ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇ト
ス(計同)

(各通)

澤 介 治
林 廼 信
海南海軍特務部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官
待遇トス(計同)

増澤 深治

羽出山吉政
海南海軍特務部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官
待遇トス(計同)

海南警備府ニ於ケル事務囑託ヲ解ク

海南警備府附ヲ免ス(計同)

大坪 瑞樹

海南海軍建築部ニ於ケル醫療業務囑託ヲ解キ馬公海
軍建築部ニ於ケル醫療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇
トス

柏井他六郎
馬公海軍建築部醫療業務囑託ヲ解ク(以上計同)

吉井彌太馬

南西方面艦隊民政府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏

任官待遇トス

中央航空研究所研究官

坂本辰治郎

横須賀海軍航空隊教授囑託ヲ解キ追濱海軍航空隊教授ヲ囑託シ報酬年額七百貳拾圓ヲ贈與ス

森部 鎌太郎

海軍航空技術廠ニ於ケル技術業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

貳千貳百圓
(各通)

兼田 恭一
奥田 恭重

「ニューギニア」民政府ニ於ケル事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上同)

通信書記 柳 澤 甲

海軍省事務ヲ囑託ス(社同)

古川 義三

海軍省南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(各通)
高橋 東吉
内田 成美

第一海軍燃料廠ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上同)

海軍技術研究所ニ於ケル研究業務囑託

加藤 安太郎

兼テ吳海軍工廠ニ於ケル業務ヲ囑託ス(社同)

福澤 辰雄

特設海軍燃料廠補給部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(各通)
阿部 辰三
武田 良平
石倉 寛治
米谷 信義

「ニューギニア」民政府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

上山 勘太郎

海軍省南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上同)

中村 香苗

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

森部 鎌太郎

海軍航空技術廠ニ於ケル技術業務囑託ヲ解ク(以上同)

高橋 雄三郎

海軍警備府ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

海軍公報(部内限) 第四千二百七十號

昭和十七年十二月十八日

一三三三

トス(計三回同)

第八海軍建設部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(計三回同)

関野 博

南西方面艦隊「ボルネオ」民政部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千五百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

松田、盛一
太田 周平

南西方面艦隊「ボルネオ」民政部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

南西方面艦隊「民政」民政部ニ於ケル事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額參千圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

椿 喜雅
山田 正

第一南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千四百拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

第一南遣艦隊司令部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

松山 幸雄

南西方面艦隊「セラム」民政部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千四百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

田代 猛

千八百貳拾圓
野村 正男
太田 勇

(各通) 千四百七拾圓
佐藤 桂助

「ニューギニア」民政部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

丹羽 卓郎

南西方面艦隊「セレベス」民政部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八百六拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

<p>(各通) 四千百圓 若城 正太郎</p> <p>南西方面艦隊「セルベス」民政部ニ於ケル事務ヲ囑託ス 小森 幸正</p> <p>但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス 松野木 文雄</p> <p>南西方面艦隊民政部事務囑託ヲ解キ南西方面艦隊「ボルネオ」民政部ニ於ケル事務ヲ囑託ス 植村 泰二</p> <p>但シ報酬年額參千百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス 山縣 房一</p> <p>海軍省軍務局ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上二同)</p> <p>南西方面艦隊民政部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス 大川 豊四郎</p> <p>南西方面艦隊民政部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上二同)</p> <p>南西方面艦隊「ボルネオ」民政部ニ於ケル業務ヲ囑託ス 下井 宏之</p>	<p>託シ部内限奏任官待遇トス 田中 英雄</p> <p>第四海軍建築部ニ於ケル建築業務ヲ囑託ス 但シ報酬年額千百參拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス 西山 國三</p> <p>海軍艦政本部ニ於ケル業務ヲ囑託ス 但シ報酬年額參千圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス 宮坂 梧朗</p> <p>海軍省事務兼海南警備府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス 兒島 重次郎</p> <p>海軍省南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス 越村 長次</p> <p>海軍省南方政務部兼海軍省調査課事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス 西村 勝鉾</p> <p>(各通) 千八百貳拾圓 千六百五拾圓 西村 勝鉾 芦田 政一</p> <p>百二海軍建築部建築業務ヲ囑託ス 但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス</p>
--	---

海軍公報(部内限) 第四千二百七十號 昭和十七年十二月十八日

加藤徹四郎

釧路地方海軍運輸部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

元特許局事務官 南 好雄

海軍ニ於ケル特許關係法規ニ關スル事務囑託ヲ解ク 郡 長 夫

「ニューギニア」民政府ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上註明同)

海軍主計中佐 増澤 英一

佛印ニ於ケル準備購入材料物品費支拂ノ爲臨時資金前渡官吏ヲ命ス

海軍主計中佐 澁谷 安雄

臨時資金前渡官吏ヲ免ス(註明支出官 海軍省經理局長)

海軍大佐 堀江義一郎(艦本)

同 佐藤 佐(同)

海軍中佐 中川 武男(舞廠)

同 田口 正一(初月)

同 金澤 信二(舞鎮)

海軍少佐 佐藤 祐生(同)

(各通)

同 柴田 一之亮(初月)

海軍大尉 永井 保榮(同)

海軍中尉 木内 哲朗(同)

海軍豫備中尉 津穗 孝彦(同)

驅逐艦初月審議委員ヲ命ス

海軍大佐 堀江 義一郎(艦本)

同 渡邊 敬之助(艦本監)

海軍中佐 赤澤 次壽雄(涼月)

同 田中 正雄(艦本)

海軍大尉 木村 昌男(涼月)

同 吉澤 正元(同)

海軍技術中佐 本多 政徳(艦本監)

海軍豫備中尉 高橋 正治(涼月)

海軍技師 寄田 豊(艦本監)

驅逐艦涼月審議委員ヲ命ス

海軍大佐 堀江 義一郎(艦本)

同 小山 敏明(同)

海軍中佐 山本 良材(艦本監)

海軍少佐 平山 敏夫(大波)

海軍大尉 齊藤 勇雄(同)

同 宰務 礎(同)

(各通)

海軍中尉 服部 義明(同)
 海軍豫備中尉 島田 三郎(同)
 海軍技師 大野 英雄(艦本監)
 同 原 信治郎(同)

驅逐艦大波審議委員ヲ命ス(以上皆前海軍艦政本部)

○ 雜 款

○教育資料送付ニ關スル件
 今次大東亞戰爭ニ於テ我海軍傳統精神ノ精華ハ隨所ニ於テ發揚セラレ共ノ實例不勘ト認メラレ候處右ハ練習生精神教育上貴重ナル活資料ト被存候ニ付特ニ通信關係精神教育資料有之向ハ其ノ實情通知ヲ得度
 尙本校出身戰歿下士官兵ノ遺品等ニテ分讓差支ナキモノ有之候ハバ送付ヲ得度
 (海軍通信學校)

○司令驅逐艦指定
 第三十一驅逐隊司令ハ十月一日司令驅逐艦ヲ高波ニ指定セリ

○司令驅逐艦變更
 第二十四驅逐隊司令ハ十一月二十五日司令驅逐艦ヲ江風ニ變更セリ

○司令潜水艦變更
 第十五潜水隊司令ハ司令潜水艦ヲ十月六日伊號第三十一潜水艦ニ變更セリ

○郵便物發送先
 自今左ニ依リ發送相成度

隊、司令宛 卷雲
 隊機關長宛 秋雲
 隊軍醫長宛 夕雲
 主計長宛 風雲
 追テ當隊宛書類ニシテ各艦ニ關係アルモノハ寫ヲ各艦ニ送付相成度
 (第十驅逐隊)

隊、司令、軍醫長宛 江風
 主計長宛 涼風
 追テ海風ハ當分ノ間分離行動ニ付當隊宛書類ニシテ同艦ニ關係アルモノハ寫同艦ニ直送相成度
 (第二十四驅逐隊)

司令、隊機關長宛 高波
 主計長、軍醫長宛 卷波
 (第三十二驅逐隊)
 司令、隊宛 伊三一潛
 (第十五潜水隊)

海軍公報(部内限) 第四千二百七十號

昭和十七年十二月十八日

一三三七

0612

海軍公報(部内限) 第四千二百七十號 昭和十七年十二月十八日

一三三八

○事務引繼

在佛印臨時資金前渡官吏十一月三十日事務引繼了ス

新任

海軍主計中佐

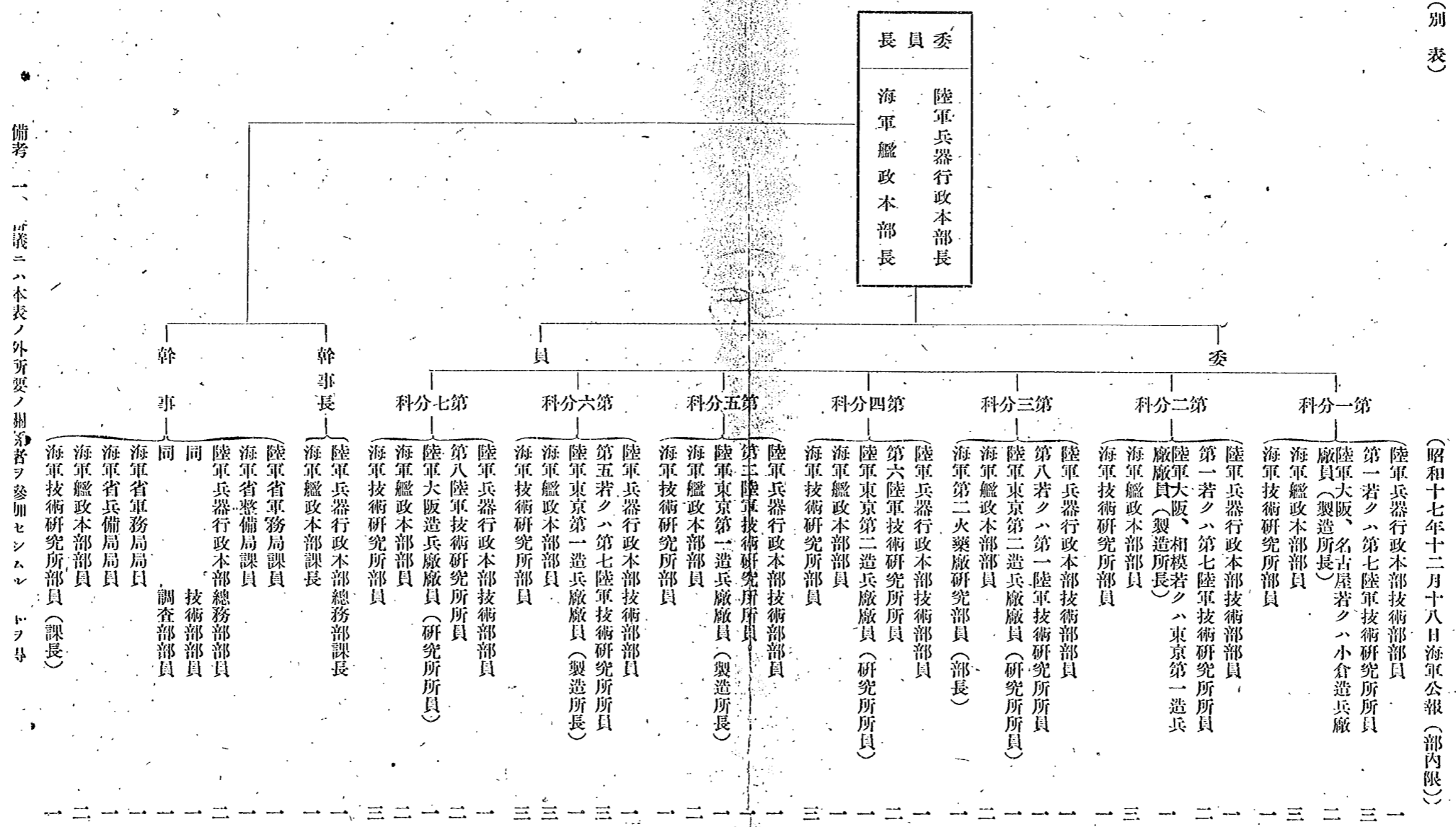
増澤 英一

舊任

同

澁谷 安雄

(別表)



備考 一、附議ニハ本表ノ外所要ノ担当者ヲ参加セシムル トヲ申